

移行期間中における町民の皆様へのお願いについて

令和2年6月19日

印南町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 印南町長 日裏 勝己

5月25日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国における緊急事態の解除が宣言されました。また、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとの方針が示され、本日（6月19日）から次の段階へとステップアップ（ステップ2）することとなりました。

これまで印南町では、印南町から「一人の感染者も出さない、出させない」ことを掲げ、感染拡大防止のため感染予防対策の徹底や行動等の自粛について、町民の皆様にご協力をお願いしてまいりました。皆様のご協力により、町内からの感染者はゼロ、また県内における感染が小康状態となっている状況であり、そのことが評価されこの結果に繋がったものと思います。心より感謝申し上げます。

政府の基本的対処方針等が示されている移行期間が、次の段階へとステップアップすることに伴い、和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（和歌山県知事）から県民の皆様や事業者の皆様に、改めて必要なご協力のお願いがありました。

このことを受け、印南町新型コロナウイルス感染症対策本部として、移行期間中における感染拡大防止への取り組みについて、今後も継続的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

皆さま一人ひとりの行動が、ご自身はもとより、ご家族や周りの人の命を守ることになりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いします。

《町民のみなさまへ》

（安全な生活・安全な外出）

（1）基本的な感染予防対策の心がけ

- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染予防対策を心がけてください。
- ・感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所に外出してください。
- ・政府から示されている新しい生活様式等も参考にしてください。

（2）密接はダメ 3密はもっとダメ

- ・人と人が密接な状態になることを避け、特に3密は絶対に避けてください。

（3）発熱等、体調が優れないときは

- ・咳や発熱などの症状がある場合は、通勤や通学等であっても、決して無理をして外出せず、クリニックを受診してください。

- ・ 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、医療機関の受診を勧める等、適切な対応をお願いします。

(4) 新しいスタイルの働き方推進

- ・ 時差出勤や在宅勤務（テレワーク）等を活用し、働き方を工夫するようにお願いします。

(5) 全業種で業界ガイドライン等の遵守

- ・ 全ての業種で、県や各業界から示される各ガイドラインを参考に感染拡大予防の徹底をお願いします。

(6) イベントの開催は態様や種別に応じた規模で

- ・ イベントの開催は、十分な感染防止対策を行ったうえで、「イベント開催誓言の段階的緩和の目安」を参考に、イベント等の態様や種別に応じた規模で開催してください。
- ・ イベントの前後などの交流の場でも感染拡大のリスクがありますので、こうした交流等を極力控えてください。

(病院や福祉施設等集団生活を行っている施設)

(1) 職員の感染防止対策と健康観察

- ・ 職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックして、少しでも異常があれば絶対業務に従事しないようお願いします。

(2) 食事の提供は個別で

- ・ 食事については、ビュッフェスタイルではなく個別の盛り付けとしてください。

(3) 発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡

- ・ 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に相談してください。

(4) 面会は、施設に入らない

- ・ 面会については、基本的には自粛をお願いします。どうしても面会の必要がある場合は、少なくとも施設内に入らないようにして対応してください。
- ・ 特別に必要があると管理者が判断した場合は、感染予防対策を徹底させた上で、施設内へ入ることを認めていただくようお願いします。

(※自粛等協力要請の解除について) << 6月19日から >>

次に掲げるこれまでの自粛等の協力要請は解除となります。

- ・ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等の5都道府県（以下「5都道府県」という。）への行楽や旅行等の移動
- ・ 5都道府県から帰省や転勤された方に対する2週間の自宅待機と「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡専用ダイヤル」への連絡、もしくはインターネットによる登録
- ・ 5都道府県からの訪問者の受入を控えること

全国状況を見ると終息には至っておらず、第2波の襲来も懸念されており、また和歌山県としても、今後一定の基準に基づき、自粛要請レベルの引き上げを行う体制が構築されております。

町民一人ひとりがご協力のお願いの趣旨についてご理解いただき、自らの行動を見直していただくことが重要です。

特に、重症化につながりにくい若い世代については、自ら感染してもあまり自覚症状がなく、感染を拡大させる可能性があることから、家庭や事業所内においても、感染しやすい場所への出入りの自粛等を十分に周知していただきますようお願いいたします。

町民みんなで力を合わせ、「オール印南」でこの事態を乗り切りましょう。

【相談窓口連絡先】

相談先	連絡先
御坊保健所	【TEL】 0738-22-3481 【FAX】 0738-23-3004